

當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託
プロポーザル実施要領

令和4年7月11日

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室

當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

第1. 業務の概要

(1) 業務名

當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託

(2) 目的

葛城市役所旧當麻庁舎は昭和43年に建築以来、旧當麻町及び葛城市の庁舎として54年間行政サービスを提供してきたが、令和4年度に除却を予定しており、旧當麻分庁舎を當麻庁舎として運営している。また、周辺施設の當麻図書館が築56年、當麻文化会館が築34年を経過しており、共に老朽化等が進行していることが課題となっている。このことから検討を行い、當麻庁舎、當麻文化会館、當麻図書館の再整備について、當麻文化会館を全面改修し、3施設の要素を複合化することを計画している。

さらに、令和4年7月に「葛城市當麻複合施設基本方針」（以下「基本方針」という。）の策定及び住民アンケートを実施し、葛城市の當麻複合施設整備の考え方をまとめるとともに、住民ニーズの把握を行った。

本業務は、この基本方針及び住民アンケートの結果に基づき、ワークショップの実施、施設改修に向けた當麻文化会館の現況調査、改修計画案の検討等を行うとともに、當麻複合施設整備にあたっての基本計画を策定及び旧當麻庁舎跡地周辺の住民ニーズの把握・整理を行うことを目的とする。

なお、本業務の発注については、改修計画案の検討や限られた空間での整備を求められることから、3施設の要素の整理、空間の有効活用の検討等、柔軟かつ高度な検討に基づく基本計画策定が必要なことから、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

(3) 業務の内容

別紙1「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(5) 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、24,970,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とし、上限額を超えた提案は無効とする。

(6) 受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は120点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、別紙2「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託に係る審査実施要領」のとおり。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式 1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 葛城市の令和 4・5 年度競争入札参加有資格を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 6 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き中又は民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続き中の事業者でないこと。
- ⑤ 葛城市暴力団排除条例(平成 23 年葛城市条例第 15 号)第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑥ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく一級建築士事務所の登録があること。
- ⑦ 管理技術者自身が一級建築士の資格を有するとともに、当該業務に関して一級建築士の資格を有する主任技術者(意匠担当)を配置できること。なお、管理技術者及び主任技術者についての同一の者又は別は問わない。
- ⑧ 国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去 10 年以内(平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日)に発注した次に掲げるいずれかの業務について、元請として受注した実績があること。
 1. 施設整備に関する基本計画策定業務
 2. 「非住宅」施設(倉庫、車庫等を除く)の延べ面積 2,000 ㎡以上の改修工事の設計業務

※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 2 条及び同施工令第 1 条に定める法人、又は前身の組織及び団体(当該事実が葛城市で確認できるものに限り)を、公共法人とは、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 5 号に定める法人といいます。

※施設整備に関する基本計画策定業務とは、施設整備を行う上で必要な機能・諸室・規模の検討、平面計画・動線計画の検討、構造・設備計画の検討、維持管理・運営計画の検討、事業費・工程・事業手法の検討等、設計業務に必要な条件整理・検討を行う業務をいう。
- ⑨ 本業務の履行期間内に、一級建築士免許を有する管理技術者、一級建築士免許を有する意匠主任技術者及び構造主任技術者を配置すること。なお、管理技術者は、応募者の組織に所属していること。
- ⑩ 意匠、構造の各主任技術者に加え、建築士法に規定する設備設計一級建築士又は建築設備士を有する電気・機械設備主任技術者を、1 名配置できる者であること。

(2) 協力者又は協力事務所の資格要件

応募者は、本業務に関する管理技術者及び主任担当技術者(意匠)を除く、担当業務分野について、協力者又は協力事務所(以下「協力者等」という。)を加えることができる。

なお、協力者等とは、基本的に管理技術者の組織に所属していない者を、各分野の主任技術者として組織体制に加える場合を指す。ただし、協力者等となった者及びその者の所属する企業等は本プロポーザルの応募者となることができない。

(3) スケジュール

募集開始(市ホームページ)	令和4年7月11日(月)
参加申込書に関する質問期限	令和4年7月20日(水)正午
参加申込書に関する質問回答	令和4年7月25日(月)正午まで随時
参加申込書提出期限・現場見学受付締切	令和4年7月27日(水)午後5時
募集要領等に関する質問締切	令和4年7月29日(金)午後5時
募集要領等に関する質問回答	令和4年8月4日(木)正午以降
提案書提出締切	令和4年8月18日(木)正午
一次審査(書面審査)	令和4年8月19日(金)
二次審査実施通知	令和4年8月22日(月)
二次審査(プレゼンテーション)	令和4年8月26日(金)
最終審査結果通知	令和4年8月30日(火)を予定

(4) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和4年7月27日(水)午後5時まで

※郵送の場合は、7月27日(水)必着とする。

② 提出場所

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期間までに必着とする。

④ 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

【様式1】参加申込書

【様式2】参加資格に関する申立書

【様式3-1】受注実績調書(基本計画)

【様式3-2】受注実績調書(大規模改修設計)

【様式4】会社概要書

【様式5-1】配置技術者調書(1/2)

【様式5-2】配置技術者調書(2/2)

【様式6】協力事務所等同意書

【様式7】質疑書

【様式8】現地見学参加申込書

【様式9】借用書

⑤ 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を庁舎機能再編推進室へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

⑥ 参加申込書に関する質疑

参加申込書、【様式1】から【様式9】に関して質疑がある場合は、令和4年7月11日（月）から令和4年7月20日（水）正午までに【様式7】質疑書にて質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

（ア） 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市総務部庁舎機能再編推進室 木下・藤本

電子メール：choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-8217

なお、件名は「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託質疑（参加申込書）」とすること。

（イ） 質疑書の回答

質問者への個別回答（電子メール）とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は令和4年7月25日（月）正午までに随時行う。

(5) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式7】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

① 提出期限

令和4年7月29日（金）午後5時まで

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市総務部庁舎機能再編推進室 木下・藤本

電子メール：choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-8217

なお、件名は「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託質疑」とすること。

③ 質疑書の回答

質問者への個別回答（電子メール）とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は令和4年8月4日（木）正午以降に行う。

(6) 施設の資料等の閲覧

當麻文化会館の竣工図等の資料について、電子データ（DVD-ROM）にて貸し出します。貸出を希望される場合は、【様式9】借用書を電子メールもしくは持参により提出すること。電子メールにて提出の場合は、提出後電話により受信確認を行うこと。確認後、後日郵送する。

① 申請期間

令和4年7月11日(月)から令和4年7月27日(水)午後5時まで

② 電子メールの場合の送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本

電子メール:choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号:0745-44-8217

なお、件名は「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託(閲覧)」とすること。

持参による提出場所

葛城市役所 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

③ 提出方法

電子メール又は持参により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

(7) 企画提案書等の提出

企画提案書は(8)の記載に基づき、見積書は(9)の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

① 提出期限

令和4年8月18日(木)正午まで

② 提出先

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「(4)参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④ 提出書類

企画提案書(正)<任意の様式>	1部
企画提案書(副)<任意の様式>	10部
電子媒体(CD-R等)	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書(任意様式)	1部

(8) 企画提案書の作成

① 企画提案書表紙(任意様式)

② 事業実施スケジュール(任意様式)

③ 企画提案書(任意様式)

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用する。A3

版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は20枚(企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除く。)までとすること。なお、提案内容(項目)は、別紙1「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託仕様書」の2.業務内容の順に作成すること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること(ただし、専門用語を除く。)

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

(9) 見積書作成要領

① 當麻複合施設整備基本計画等策定業務費用(令和4年度)【任意様式】

別紙1「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託仕様書」に記載する本業務に必要な基本計画等策定業務費用(消費税額及び地方消費税額を含む。)に係るすべての費用を記載すること。ただし、合計金額は24,970,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内とする。

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

(10) 選定方法

① 審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、別紙2「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託に係る審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和4年8月30日(火)(予定)に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

(11) 契約

① 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

② 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

(12) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第3. 現地見学会の実施

當麻文化会館、當麻図書館、當麻庁舎の現地見学を希望する者は、事前に申込みのうえ行うこと。(現地説明は行わない。)

① 実施期間等

事前に申込みのうえ、次の期間の午前9時から午後5時の時間内に現地見学をすること。

(ただし、見学当日の施設利用状況により、立入りができない箇所がある場合がある。)

令和4年7月11日(月)から令和4年8月17日(水)まで(市役所の閉庁日を除く。)

② 申込み方法

現地見学参加申込書(様式8)により、電子メール(ファイル添付)にて申込みを行うこと。また、電話にて到達確認を行うこと。

③ 申込み先

葛城市総務部庁舎機能再編推進室 木下・藤本

電子メール:choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号:0745-44-8217

件名は「當麻複合施設整備基本計画等策定業務委託(現地見学会申込)」とすること。

なお、本見学会への参加の有無は、選定委員会の審議に影響を与えるものではない。

第4. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑥ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開

とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

- ⑦ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室 木下・藤本

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

(TEL) 0745-44-8217

(FAX) 0745-69-6456

(Mail) choshakinou@city.katsuragi.lg.jp